

## 平成26年度 第1回奈良県たばこ対策推進委員会議事要旨

日時：平成26年6月17日（火） 14：30～16：30

場所：奈良県庁 5階 第1会議室（大）

出席者：

（委員）荒川直樹、高橋裕子、富森裕美子、槇野久春、山口巖（五十音順）

### 【前回委員会の振り返り】

**委員：**兵庫県の条例の内容が資料にはついていないが、各施設での禁煙または完全分煙を実施率等をどのくらいにするかということ条例に記載したということか。

**事務局：**実施率の目標値については、条例には記載されておらず、兵庫県の健康増進計画の中で定めている。条例では、各施設での禁煙化や分煙化の義務や努力義務といった、喫煙環境の整備方法について定めている。

**委員：**兵庫県の条例には罰則規定もあるのか。

**事務局：**罰則規定も設けられている。指導助言→勧告→公表→命令→必要に応じて罰則といった流れとなっている。

**委員：**奈良市保健所の取組報告について、妊産婦だけでなく、その家族の喫煙状況も確認されているということだが、喫煙の状況や効果的な方法等はあるのか。

**奈良市：**問診票で家族の喫煙状況を確認した際に、その場で指導しているため、喫煙状況を取りまとめた資料はない。支援方法については、問診から数ヶ月期間をあけて電話でのフォロー等を行っている。

**委員：**問診の際には、妊婦しかいないと考えるが、家族が喫煙しているとわかった場合、その後喫煙している家族に働きかける仕組み等は設けているのか。

**奈良市：**まずは、妊産婦さんが喫煙されている場合のフォローを中心としている。

**委員：**兵庫県の条例について詳細にお調べいただき、ご報告いただいたが、条例制定前～制定後に至るまで、高額な予算が必要となっている。このことについてどのように認識されているか。

**事務局：**兵庫県は、分煙化に係る助成制度を設けているために、多くの予算額を措置している。今後、奈良県がどのような取組ができるのかについては検討が必要だが、近くに良いお手本があると認識している。

**委員：**兵庫県の条例について、その実行性や効果については問題点もあるように感じているが、奈良県が条例制定に全面的に反対とならないようにしていただきたい。また、兵庫県レベルの予算額を確保できるのであれば、他のたばこ対策の事業の充実を図る方が効果的ではないかと考える。

**委員：**岡山市が実施しはじめた事業だが、禁煙治療の保険適用要件の一つであるブリンクマンインデックスの数値が足りない等で保険適用にならない人に対して、治療に要した費用の7割を補助する事業等もあるので、今後事業を充実させるうえでの参考にしていきたい。

## **議題（1）平成26年度たばこ対策の取組について**

**委員：**COPD 対策モデル事業を実施されるということだが、肺年齢計というのは、スモーカーライザーのように簡単に利用できるものか。

**事務局：**検査自体は、計測者の技術を要し、スモーカーライザーよりも難しい。また、検査内容についても、息を限界まで吸引し、吐き出すといった行為を行うため、多少身体に負荷のかかる検査となっている。

**委員：**現場でスモーカーライザーを利用しているが、喫煙者と非喫煙者で明確に数値に差がないといったことがある。肺年齢計を利用すると、明確に差がでるのか。

**委員：**検査の際に、技師さんの声かけ等が重要となる特殊な検査であるが、スモーカーライザーでは明確に差がでない人でも、肺年齢が実年齢より高くすることで、禁煙を勧奨する上で有効な手段となると考える。

**委員：**COPD 対策モデル事業について、喫煙者に肺年齢計での計測を実施し、ハイリスク者へのアプローチをすることは非常に大切なことだが、受動喫煙の被害も考えられる。喫煙だけでなく、受動喫煙の害を訴えるようなパンフレットを同時に配布していただければ、ハイリスクアプローチだけでなくポピュレーションアプローチの観点も入り、より良い事業になると考えるため、ご検討いただきたい。

**事務局：**検診の実施主体は市町村であり、本事業の運営も保健所が主体となっているため、市町村・保健所と、ご指摘いただいた内容について何ができるか考えるよう検討したい。

**委員：**肺年齢計による計測および結果の判断は、保健師が実施し判断するということか。

**事務局：**保健所の保健師等のスタッフが市町村の検（健）診に出向き、スモーカーライザーとともに計測をする予定をしている。しかし、熟練された技師による計測が必要とのご意見もいただいている。現在、高田市立病院の技師にご協力いただき、実際に計測現場を見せて頂き、声かけや結果の提示の仕方等を勉強してから実施したいと考えている。計測の結果、リスクが高いと判断された人については、予防講演会などに参加していただき、その場で専門の技師による再検査を実施する等の機会の設置も検討していきたい。

**委員：**専門的な検査であるため、専門の先生にご相談していただいているということで安心した。

**委員：**妊産婦の禁煙支援研修会の中で、禁煙支援をする際に困っていることの中に、禁煙する意思のない方への支援に困っている、という意見があるが、これに対する回答のようなものはあるのか。

**委員**：2000年頃にアメリカの研究で、そういった場合のアプローチ方法が確立されている。5つの内容が含まれており、①受動喫煙の原因となっていることを伝える、②リスクを伝える、③禁煙することのメリットを伝える、④禁煙する方法を伝える、⑤繰り返し、しつこく援助する、の5つである。これらのことを一つずつお話するとなると非常に時間を要するため、短時間でアプローチするには、禁煙するメリットをお伝えし、その後禁煙する方法をお伝えすることが効果的である。

**委員**：未成年者及び妊産婦の禁煙支援事業について、継続していただけることについて非常に感謝しているところだが、来年度に向けて、可能であればさらに手厚いサービスにしていきたい。未成年者の事業で再診料について費用負担が発生するところへの支援や、岡山市のようにはいかずとも、喫煙年数や本数の少ない妊産婦について禁煙治療への補助をつくる等、ガイドブックでの医療職者の育成等だけではなく、妊産婦に直接働きかけるような事業も検討していきたい。

**委員**：市町村庁舎での禁煙化状況についても、毎年継続して実施していただき、非常にうれしく感じているが、次第に同じ市町村が同じような理由で進展がみられないという実態になってきている。機械を持参してPM2.5の数値を計測し、受動喫煙の害を訴えるぐらいのことが必要なのではないかと思う。

## **議題（2）その他**

**委員**：王寺町に取組について、王寺駅周辺の改修工事に伴い、受動喫煙防止条例の制定を求める要望書を提出していたところ制定された。条例の内容について、2点ほど問題点があり、再度要望している。駅周辺地域をすべて禁煙化する条例であると考えていたが、喫煙所があり以前から受動喫煙が問題となっている地区が除かれていること、また、喫煙所を数カ所設置するといった内容が盛り込まれていることである。これらについては、他の自治体の条例を見ても8割以上が分煙の措置を認めており、喫煙者の権利擁護のためにも完全に禁煙にするのは難しいということ、

区域を広げるとということについても、公共の区域ではない部分については、対応が難しいとの回答だった。今後も、見直しに向けて取組を考え継続していきたいと考える。

**委員**：歯科医師会館について、建物内禁煙までは実施されているが、敷地内禁煙までは至っていない。アンチエイジング歯科学会という学会において、学会での全面禁煙宣言をしたが、一部学会では講演が終わったらすぐに喫煙室に駆け込んで喫煙している様子が見られる。一般的に啓蒙することも大切だが、医療に携わる我々から禁煙を推奨していかないといけないのではないかと感じている。

**委員**：奈良県医師会においては、禁煙指導医研修会を年1回ないし2回開催を実施してきている。また、過去2回、会員の喫煙率や医院の禁煙化状況の調査を実施してきているが、着実に減少してきている。今年度実施ではないが、今後も調査を実施できればとは考えている。

**委員**：兵庫県や神奈川県と比べると、奈良県の取組はおくれているのではないかと、といった見解もあるが、決してそのような事はないと考えている。条例ができることは良いことではあるが、条例ができるまでに喫煙者への支援を一つ一つ積み上げることも十分に効果のあることであると考えている。実際、奈良県での取組がメディアにも取り上げられる事も増え、形になってきているので、引き続きお願いしたい。

**事務局**：県の「なら健康長寿基本計画」にも目標値を設けているが、その計画に基づき実施しているインターネット禁煙マラソンや未成年者禁煙相談窓口等をしっかりと軌道に乗せることからはじめ、徐々に事業を展開することで、目標達成に向けて引き続き努力を継続していきたい。

**委員**：計画を立ててからの2～3年は非常に重要なスタートの時期であるため、さらに取組を強化していただきたい。

**委員**：兵庫県の話がでていますが、奈良県では分煙化のための設備を設置する際に助成金がでるのか。

**事務局**：現行では、奈良県独自の制度はない。国が助成金制度を設けているため、基準を満たせば一部補助は受けられる。

**委員**：本日は、奈良市より尻課長補佐にご参加いただいているが、今後も参加できるようであればご参加頂きたいがどうか。

**事務局**：本委員会規則第7条に基づき、本日はご参加いただいている。今後の参加については、委員長のご意見と奈良市の状況を調整させていただきたい。